

## 学生生活関係諸事項

日々学生生活を送る上で大事な事を中心にまとめています。(学生便覧にも詳細掲載)  
大学のルールをよく理解し、有意義な学生生活を送ってください。

### 学生課

TEL : 0123-34-0011

■事務室の対応時間帯：平日の9時から13時、14時から17時

■掲示板は毎日確認するよう習慣づけてください。

■住所、携帯番号等を変更した場合は・・・

a. 本人のみの場合は、UNIPAから変更申請してください。

変更申請方法については、本学HP>在学生・教職員の皆様へ>授業関係>

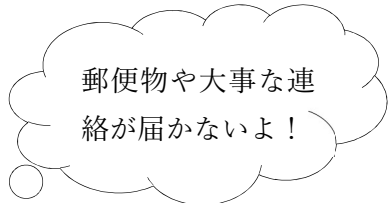
[ユニバーサルパスポート学生用マニュアル](#)のP11.「学籍情報変更申請」を参照してください。

b. 保証人の内容が変わる場合は、書類にて申請となりますので学生課まで来てください。

■自転車、自動車通学は、必ず学生課へ登録を！

決められた駐輪場へ！ 車の敷地内通行は厳禁です！

■一般の方も出入りする大学内は街の中と同じ 忘れ物や盗難には自己防衛を！



郵便物や大事な連絡が届かないよ！

### 保健管理センター

TEL : 0123-29-7470

E-mail : hoken@do-bunkyo.ac.jp

■保健管理センターとは：

保健管理センターは保健師、看護師が常勤し、学内において負傷したり気分が悪くなった場合は適切な処置、対応をします。また、健康に関する情報や恵庭市近郊の病院等について、保健管理センター横の掲示板に掲示しておりますのでご覧下さい。

■市販の内服薬（飲み薬）は提供していないので、普段飲んでいる薬がある場合は必ず持参してください。

■困り事、悩み事、上手くいかない事があたら一人で悩まない

担任、アドバイザーやカウンセラー（保健管理センター）に相談してみては？



曜日や時間帯は、本学HPのほか、同センター、学生課窓口・掲示板でも確認できます！（予約制）

■カウンセリングの予約、申し込みは保健管理センターが窓口となります。

カウンセリングを希望する場合は、保健管理センターのメールへ連絡をしてください。

※学科学年、氏名、電話番号、相談主旨を明記すること。

※折り返しメールにて日程調整等を行うので、保健管理センターからのメールを受け取れるように設定すること。

**学生生活支援室**

TEL : 0123-34-0011

■年に一回、学内の奨学金受給者（北海道文教大学奨学金）を募集します。

a. 募集条件：①高等教育無償化の対象となっていないこと

かつ

②学生本人の父母またはこれに代わって家計を支えている方（主たる家計支持者人）の収入金額が300万円以下の方。

※収入金額：「給与所得者」は、直近の源泉徴収票の支払金

「給与所得者以外」は、確定申告書等の所得金額

b. 募集時期：6月中旬から6月下旬頃まで（予定）

※詳細は、準備が整い次第、学生課掲示板にてお知らせします。

■日本学生支援機構の決定通知書がお手元にある方は、今月5月末までを目途に大学まで書類を郵送してください。

■「入学生調査書」及び「麻疹の予防接種に関する書類」について：

今月5月末までを目途に大学まで書類を郵送してください。

※郵送の際は、封筒の裏面に住所、氏名、電話番号を記入してください。

健康状態の内容によっては、こちらから確認等の連絡をする場合があります。

《送り先》

〒061-1449 恵庭市黄金中央5丁目196番地1

学生部 学生生活支援室 宛

## 学費等の納付金について

学費等の納付金は、本人または入学時に大学へ提出した「入学誓約書」に記載した保証人（原則、父母のいずれか）が、お支払いいただくことになります。

しかしながら、期日までに学費を納付できなければ、進級や就職活動、国家試験の受験、各種免許の申請に影響を与えることは勿論のこと、せっかく懸命に4年の後期まで勉学に励んできたのに学費が未納であるが故に卒業を直前に除籍となるケースも有り得てしまいます。

ここでは皆さんに、学費を納付しないとどのような不利益が起こるのかを理解してもらい、決して他人事とは思わず、定期的に学費等の納付状況について保証人へ確認するよう心に止めておいてください。

入学した後に発生する学費とは、①授業料、②教育充実費、③実験実習費（実験実習のある学科のみ）を指し、その他の費用（学友会費、後援会費、同窓会費）と合わせて、毎年、大学が定める期日までに納付していただくものです。

### 学費が未納となると、

1. 当該期の学費を完納していなければ、進級要件を満たさないため、留年となる場合があります。（※進級要件については、延納願い、分納願いを提出し、その許可を受けている者を除く）
2. 未納（学費を完納しない期）が2期となった場合、2期目の末日をもって除籍となります。
3. 4年生は最終学年であることから特に注意が必要です。
  - ①前の期までの学費を完納していなければ、就職活動に必要な卒業見込証明書は発行できません。
  - ②最終納付期限までに4年生後期までの全額費を完納していなければ、国家試験の願書が申請できなかったり（申請後に受験しても学費の納入がなければ受験事態が無効）、各種免許申請ができなくなることがあります。
  - ③上記①から②のほか、最終納付期限を超えて納付があった場合、学位記授与式には出席できず3月31日付け卒業となることがあります。
  - ④当該年度末日までに学費が完納できなければ、当該年度末日をもって除籍となります。

### 学費が未納とならないために、

1. 学費を支払う方が保証人であっても、未納により不利益を被るのは自分自身であることを自覚してください。
2. 決して他人事とは思わず、定期的に納付状況について保証人へ確認するよう心掛けてください。
3. 本学では、納付期日を伸ばし延納する方法、一括ではなく分割して納付する方法があります。納付期限までに支払えないと分かった時点ですぐに本学学生課へ相談してください。